

入札公告

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和 39 年香川県規則第 19 号。以下「規則」という。）第 166 条の規定により公告する。

令和 7 年 9 月 25 日

香川県知事 池田豊人

1 入札に付する事項

(1) 事業名

令和 7 年度 No.2 県営林整備事業（さぬき市大川町富田西）

(2) 事業の概要

設計図書による

(3) 事業場所

さぬき市大川町富田西字丸山地内

(4) 事業期間

契約日から令和 8 年 2 月 18 日まで

(5) 入札方法

かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札。

特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準(物品等)（以下「電子入札運用基準」という。）に従うこと。

2 契約書作成の要否

要

3 電子契約の可否

可とする。

電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を入札時に電子入札システムにより提出することとし、入札書提出画面において、「添付書類」欄に添付すること。

4 契約の内容を示す日時及び場所等(入札説明書の交付等)

令和 7 年 9 月 25 日から令和 7 年 10 月 1 日まで（香川県の休日を定める条例（平成元年条例第 1 号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）

郵便番号 760-8570

香川県高松市番町四丁目 1 番 10 号

香川県環境森林部森林・林業政策課 森林整備・担い手グループ

電話番号 087-832-3459

なお、香川県ホームページ（<https://www.pref.kagawa.lg.jp/>）においても閲覧に供する。

郵送による交付を希望する場合は、令和 7 年 9 月 26 日までに郵送を希望する旨と送付先住所、氏名（法人名）、及び郵便番号と連絡先電話番号及び F A X 番号を、上記まで申し出ること。

5 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和 7 年 10 月 2 日午後 5 時までに 4 に示した場所に対し文書で行うこと。

回答は、令和 7 年 10 月 6 日から令和 7 年 10 月 10 日までの間（休日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）、4 に示した場所において閲覧に供するとともに、香川県ホームページ（<https://www.pref.kagawa.lg.jp/>）で公開する。

6 入札及び開札

(1) 電子入札システムによる入札書の提出期間

令和 7 年 10 月 9 日 午前 8 時から

令和 7 年 10 月 10 日 午後 5 時まで

(2) 開札の日時

令和 7 年 10 月 14 日 午前 9 時

(3) 開札の場所

香川県環境森林部森林・林業政策課

7 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札の可否 否とする。

8 入札保証金及び契約保証金

規則第 152 条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和 7 年 10 月 3 日午後 3 時までに入札（契約）保証金減免申請書を香川県環境森林部森林・林業政策課に提出すること。審査の結果は入札の前日までに通知する。

9 入札者の参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、本公告日現在 A 級に格付けされている者であること。
- (3) (2) の競争入札参加資格において、香川県内に本社（本店）を有する者、又は県内に支店、営業所等の事業所を有しかつその長を代理人として香川県との商取引に係る権限を委任する旨の委任状が提出されている者であること。
- (4) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者。
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者。
- (6) 次の資格を有する常勤の技術者を配置できる者であること。

- ①技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 2 条第 1 項に規定する技術士（森林部門に係る 2 次試験に合格した者に限る。）
- ②一般社団法人日本森林技術協会から林業技士の登録を受けた者。
- (7) 森林整備事業の実務経験がある作業員を配置できる者。
- (8) 直近 15 年の事業年度において、公的機関(国(独立行政法人を含む。)、又は地方公共団体)から、森林整備事業（面積 4.0ha 以上の間伐）を受注した実績のある者。

10 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、9 の（6）、（7）、（8）の要件を満たすことを証明する書類を令和 7 年 10 月 2 日午後 3 時までに、4 に示した場所に提出（郵送の場合は、令和 7 年 10 月 2 日までに必着）し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、当該書類提出前に、電子入札システムにより一般競争入札参加資格確認申請を行うこと。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、令和 7 年 10 月 7 日午後 5 時までに通知する。

11 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第 171 条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

12 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災、電子入札システムの不具合、その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

13 落札者の決定方法

規則第 147 条第 1 項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った入札者のうち最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、最低制限価格未満の価格をもって入札を行った入札者は再度の入札に参加することができない。

また、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱及び電子入札運用基準に基づき公表する。

14 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から 5 日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。

ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

15 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

16 その他

- (1) 詳細は、入札説明書による。
- (2) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、「香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく措置を講じる。